

令和 2 年 第 5 回  
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 2 年 9 月 7 日 (開会)

令和 2 年 9 月 17 日 (閉会)

13時10分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。

**日程第5 議案第1号から日程第12 議案第8号 上程・付託**

○議長（伊藤敏夫） 日程第5 議案第1号 令和元年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第12 議案第8号 令和元年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、8件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 別冊になっています令和元年度上小阿仁村各会計歳入歳出決算書をお願いします。2ページ、3ページをお開き願います。

議案第1号の一般会計から、議案第8号の特別会計まで、歳入歳出決算の認定議案の詳細につきましては、常任委員会におきまして各担当課長が行いますので、ご覧いただいております各会計別の歳入歳出決算総括表でご説明させていただきます。

議案第1号 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 25億1,374万4,663円。歳出決算額 23億8,838万260円。差引残額 1億2,536万4,403円であります。このうち繰越明許費、繰越額が410万8,000円であり、実質収支額は1億2,125万6,403円であります。

次に議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 3億3,653万6,801円。歳出決算額 3億3,651万9,850円。差引残額 1万6,951円であります。繰越明許費、繰越額等はありませんので、残額と同じであります。

次に議案第3号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額、歳出決算額、いずれも1億587万9,692円で、差引残額0。実質収支額も0円でございます。

次に議案第4号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 8,184万2,478円。歳出決算額 8,105万8,748円。差引残額 78万3,730円で、実質収支額も同額であります。

次に議案第5号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 6,407万8,320円。歳出決算額 6,207万1,456円、差引残額 200万6,864円で、実質収支額も同額であります。

次に議案第6号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4,788万8,616円。歳出決算額4,645万8,232円、差引残額143万384円です。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第7号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4億9,425万1,305円。歳出決算額4億9,129万4,928円、差引残額295万6,377円で、実質収支額も同額であります。

次に議案第8号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額、歳出決算額、いずれも4,054万7,880円。差引残額0で、実質収支額も0円です。

次に、決算書の277ページをお願いします。

財産に関する調書についてご説明をさせていただきます。

内容につきましては278ページ、279ページになります。

各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減高、年度末現在高を記載しております。

#### 1 公有財産であります。

(1) は、土地及び建物であります。その他の施設の土地の地積が3,814平米の増となっております。これは昔の秋田クロージング株式会社の宅地等で寄付によるものでございます。

280ページをご覧ください。

(2) 山林であります。これについては面積、立木の推定蓄積量となっております。分収造林地の面積が26.19ヘクタールの減、立木の推定蓄積量が1万2,914立方の減。これは米代等森林管理署との契約期間満了によるものであります。その他に造林地の蓄積量の増については、成長率を加味したものであります。

(3) 有価証券であります。これにつきましては増減がありませんでした。

281ページをご覧ください。

(4) 出資による権利であります。

これにつきましても増減はございませんでした。

次の282ページ、283ページをご覧ください。

2 物品の車両であります。これにつきましては、いずれも車両の更新で台数の増減はございません。

続いて284ページをご覧ください。

3の債権でございます。

これにつきましては、奨学金の貸付金になります。124万1,000円の増で、年度末現在残高が3,200万9,000円になります。

4の基金であります。

これは、年度中に取り崩し積立金がありまして、積立の合計が1億9,743万2,000円、取り崩しの合計が7,861万2,000円で、決算年度末現在高が44億9,942万8,000円となっております。

なお、決算書資料といたしましては、主要施策の成果と予算の執行実績報告書を別冊で配布させていただいております。各会計の決算概要、主な事業の決算額の説明、それと平成20年度から令和元年度までの各会計決算の推移について、それから地方債の状況について記載しておりますので、今後の審議の際に、併せてご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

## 監査報告

○議長（伊藤敏夫） ここで監査委員の監査報告を求めます。萩野芳紀監査委員。

（萩野芳紀監査委員 登壇）

○監査委員（萩野芳紀） それでは監査報告いたします。

上小阿仁村長 中田吉穂様

令和2年8月26日

上小阿仁村監査委員 萩野芳紀

令和元年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度上小阿仁村一般会計、他7会計の歳入歳出決算並びに関係書帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり報告します。

記

1. 審査期間 令和2年8月3日（月）から8月7日（金）まで5日間

2. 審査対象 下記の一般会計と特別会計であります。

内容は後ほどご覧ください。8会計です。

3. 総括意見 各会計歳入歳出決算に係る証書類について、令和2年8月3日から8月7日までの5日間、帳票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支とも正確で全て正当と認めます。なお、審査の結果の詳細は、次のとおりです。

4. 一般会計

（1）財政の推移

（イ）令和元年度一般会計決算歳入総額25億1,374万5,000円、歳出総額23億8,838万円であり、歳入歳出差引額は1億2,536万5,000円となっておりますが、繰越財源が410万8,000円で、差引実質収支額は1億2,125万7,000円となっております

なお、単年度収支が3,498万1,000円で、積立金4,346万4,000円。積立金取崩額6,207万3,000円を調整すると、実質単年度収支は1,637万2,000円の決算になります。

（ロ）決算規模を前年度と比較すると、歳入では1,163万1,000円。歳出では4,318万9,000円と共に減額となり、前年対比では歳入で99.5%、歳出で98.2%と、前年度を下回る決算額となっております。

（2）財政収支の状況

令和元年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりです。後ほどご覧ください。

### (3) 財政運営の状況

(イ) 歳入 経常的収入のうち一般財源は 16 億 295 万 5,000 円であり、歳入総額の 63.8%で、前年度より 1,595 万 7,000 円の増となっています。その主なるものは、地方交付税の増額によるものです。

(ロ) 歳出 経常的な歳出のうち、一般財源は 15 億 1,260 万 8,000 円で、歳出総額に占める割合は 63.4%となっています。また、経常収支比率は 92%で、前年度より 1.1 ポイント増となっています。

### (4) 収入未済状況

令和元年度収入未済額は、総額 2,588 万 3,000 円で、調定額の 1.02%です。

村税未収金総額は 759 万 8,000 円で、前年度より 125 万 5,000 円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は 95.5%、前年度より 0.9 ポイント高くなっています。また、現年度の収納率は、村民税 99.1%、固定資産税 98.5%、全体的には 98.8%であり、同じく滞納繰越についても、調定額に対する収納率は 26.5%、徴収額は 235 万円で収納率では、前年度と比較すると 2.6 ポイント低くなっています。

滞納者は長年にわたり固定化しており、今後においては顧問弁護士と相談し、法的措置を講ずるよう特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は 8 人で、現年度分 57 万 4,800 円、過年度分 510 万 7,264 円であり、滞納者数、額とも減少傾向にあるものの、多額の未済額となっています。村税同様、他市町村の事例も参考にしながら、退居措置を含めた改善が必要であり、早急に解消対策をお願いします。

また、保証人をはじめ、返還を伴う貸付金等については、十分審査の上対応するよう要望します。

収入未済額の推移は次表のとおりですので、省略させていただきます。

### (5) 公債費

平成 30 年度の公債費は 2 億 4,550 万 3,000 円で、長期債に対する元金・利子は、前年度より 816 万 3,000 円増えています。また、公債費比率は 3.1%で、前年度より 0.6 ポイント上回っています。公債比率の推移は、次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

### (6) 投資事業

令和元年度の投資的経費の決算額は 2 億 7,807 万 4,000 円で、うち建設事業費 2 億 6,973 万 7,000 円、災害復旧費が 833 万 7,000 円となっており、歳出に占める割合は 11.6%で、前年度より 0.1 ポイント下回っています。

また、投資的経費に充当された一般財源が 7,774 万 9,000 円、前年度比 416 万 8,000 円の増となっています。

### (7) 不納欠損処分

令和元年度の不納欠損処分の額は、村民税が平成 26 年度分 7 万 4,379 円、固定資産税

が、平成 26 年度分 72 万 3,100 円と現年度分 7 万 5,900 円。軽自動車税が平成 26 年度分で 2 万 8,200 円です。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の徴収金処分審査委員会で審査されているようですが、その殆が時効によるものでした。今後は、事前の対応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことがないような取り組みを期待します。

年度別不納欠損の推移は次表のとおりです。これも省略させていただきます。

#### (8) 不用額

令和元年度の不用額は、総額 1 億 3,419 万 3,000 円で、前年度より 5,632 万 5,000 円の増加で多額になっています。これは、各課全般に共通するもので、職員の資質改善が不可欠であり、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る相互牽制の観点からも多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定したあと、速やかに減額補正するべきだと考えます。

#### (9) 基金の管理運用

年度当初における基金総額は 43 億 8,060 万 8,000 円、年度中の積立金 1 億 9,743 万 2,000 円。取崩額 7,861 万 2,000 円により、令和元年度末現在では 44 億 9,942 万 8,000 円となり、1 億 1,882 万円の増です。

### 5. 特別会計

令和元年度各会計の歳入総額は 11 億 7,102 万 5,000 円、歳出総額 11 億 6,383 万 1,000 円の決算となっています。

各会計の収支状況は次表のとおりです。これも割愛させていただきます。

6 ページと 7 ページ、同じく割愛させていただきます。

8 ページに移ります。

### 6. 決算審査の総評を申し上げます。

一般会計及び特別会計を通じ、その計数には誤りはなく、証拠書類は適切に処理され妥当と認めます。

歳入については地方交付税 58.7%、国県支出金 10.3%、村債 6.8%で歳入総額の 75.8%を占め、自主財源が乏しく厳しい財政状況です。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも長年にわたり固定化しているので前段で申し上げたとおり、その対策を至急講じてください。

国内の景気は回復傾向にあると報じられておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により急速に悪化し、いつまで続くのか見通すことができません。当地域では生産人口や生産額は年々減少傾向にありますので、財源確保のため、なお一層の努力を望むところです。

経常収支比率は 92.0%。昨年度は 90.9%と財政構造の指標比率の概ね 70%~80%が適当であるとの範囲を超えております。今後の厳しさを考慮すると、経費の節減はもちろんのこと、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

続きます。

令和2年8月26日

上小阿仁村長 中田吉穂様

上小阿仁村監査委員 萩野芳紀

令和元年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による監査を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

#### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

#### 2. 審査の結果等は、省略させていただきます。

10 ページも同じく省略させていただきます。

11 ページ、12 ページ、こちらも同じように割愛させていただきます。

13 ページ、なお、最後にこの意見書、経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

以上、特別会計に関する報告です。

以上で監査報告を終わります。

ご静聴ありがとうございます。

○議長（伊藤敏夫） これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第8号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

### 日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第13 議案第9号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出予算関係議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,951万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,750万6,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。地方債補正であります。

起債の目的 過疎対策事業債として5,760万円でありましたが、第一次配分の通知に基づきまして820万円減額し、4,940万円とするものでございます。

同じく臨時財政対策債の限度額 4,000 万円を 4,200 万円とするものでございます。

これは臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものであります。なお、臨時財政対策債は、地方交付税の不足分を補填するもので、償還金につきましては、交付税算入されるものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。補正予算の主なものをご説明いたします。歳入であります。

9 款 1 項 1 目 地方交付税 7,380 万 5,000 円の追加であります。これは普通交付税の額の確定によるものです。これにより地方交付税の額は 14 億 9,380 万 5,000 円となります。

17 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金 2 目 介護保険事業勘定特別会計繰入金 735 万円の追加であります。これは前年度事業の精算によるものであります。

次のページをお願いします。

18 款 1 項 1 目 繰越金 9,125 万 6,000 円の追加です。1 節 繰越金で、前年度繰越金として追加するものでございます。

20 款 1 項 村債 2 目 1 節 過疎対策事業債 820 万円の減額でございます。内訳は社会資本整備総合交付金事業、舗装分が 160 万円の減額、防災行政用無線改修事業が 620 万円の減額。下水道事業が 40 万円の減額でございます。

12 ページ、13 ページをお開きください。歳出であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 15 目 財政調整基金費 6,063 万円の追加であります。前年度繰越金の半分を財政調整基金積立金に追加するものであります。17 目 地域振興基金費 9,528 万 9,000 円の追加であります。今回の補正余剰分を振興基金として積み立てるものであります。

14、15 ページをお開きください。

6 款 農林水産業費 2 項 林業費 2 目 林業振興費 18 節 負担金補助及び交付金 455 万 5,000 円の追加でございます。これは 24 節 積立金、森林環境税積立金を充当して実施するものでございます。財源更正になります。

以上、主なものを申し上げましたが、詳細につきましては常任委員会においてご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（伊藤敏夫）** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（伊藤敏夫）** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 9 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### **日程第 14 議案第 10 号から日程 18 議案第 14 号 上程・付託**

**○議長（伊藤敏夫）** 次に日程第 14 議案第 10 号 令和 2 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 18 議案第 14 号 令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件まで、5 件を一括議題といたしま



す。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

**○住民福祉課長（齊藤幹雄）** 同じく提出予算関係議案の19ページをご覧ください。

議案第10号 令和2年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について  
(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,379万円とするものであります。

内容につきましては、26ページ、27ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。7款 1項 1目 繰越金 1万6,000円を増額であります。2節 繰越金は前年度繰越金を計上するものであります。

次のページをごらんください。28ページ、29ページです。歳出であります。

9款 1項 1目 予備費1万6,000円を増額であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

**○議長（伊藤敏夫）** 次ぎに産業課長兼建設課長。

**○産業課長兼建設課長（加藤浩二）** 同じく31ページをお開きください。

議案第11号 令和2年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算

令和2年度上小阿仁簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,472万7,000円とする。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

続きまして34ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございます。令和4年度までの期間で債務負担行為を設定している地方公営企業法適用化支援業務委託料につきまして、契約額の決定に基づきその限度額を700万7,000円から440万円に減額するものでございます。

続いて38ページ、39ページをお開きください。歳入であります。

3款 繰入金 1項 繰入金 2目 基金繰入金80万7,000円の追加であります。1節 基金繰入金は歳出補正の財源として、基金からの繰入金を追加するものでございます。

4款 繰越金 1項 1目繰越金78万3,000円の追加であります。令和元年度の決算に伴い確定した前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

1款 総務費 1項 簡易水道管理費 1目統合地区管理費159万円の追加でございます。主なところは10節 需用費100万円の追加でございます。修繕料の追加をするものでございます。24節 積立金39万2,000円の追加は、前年度繰越金の2分の1の額を基金に積み立てるものでございます。

続きまして 43 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 令和 2 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算

令和 2 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,607 万 7,000 円とするものです。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

46 ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございます。

令和 4 年度までの負担で債務負担行為を設定している地方公営企業法適用化支援業務委託料について、契約金額の決定に基づきまして、その限度額を 825 万円から 440 万円に減額するものでございます。

50 ページ、51 ページをお開きください。歳入であります。

4 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金 200 万 6,000 円の追加でございます。令和元年度の決算に伴い確定した前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 施設管理費 200 万 6,000 円の追加、24 節 積立金は、前年度繰越金の 200 万 6,000 円を基金に積み立てる内容のものでございます。

続きまして 55 ページをお開きください。

議案第 13 号 令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算

令和 2 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 143 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,562 万 9,000 円とする。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

58 ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございます。

令和 4 年度までの債務負担行為を設定している地方公営企業法適用化支援業務委託料について、契約額の決定に基づきまして、その限度額を 825 万円から 440 万円に減額するものであります。

62 ページ、63 ページをお開きください。歳入であります。

3 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金 1 節 繰越金 143 万円は、令和元年度の決算に伴い確定した前年度の繰越金であります。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 施設管理費 143 万円の追加で、24 節 積立金は前年度繰越金を基金に積み立てるというものでございます。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（伊藤敏夫）** 次に住民福祉課長。

**○住民福祉課長（齊藤幹雄）** 同じく提出予算関係議案の 67 ページをご覧ください。

議案第 14 号 令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,179 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,022 万 9,000 円とするものであります。

内容につきましては 74 ページ、75 ページをご覧ください。歳入から説明いたします。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 介護給付費負担金 2 節 過年度分、介護給付費負担金 243 万 6,000 円を増額であります。令和元年度分の決算によるものであります。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 2 目 地域支援事業交付金、介護予防事業 5 万 1,000 円を増額であります。2 節 現年度分は新規事業の努力支援交付金事業分であります。

主なもののみを説明させていただきます。

7 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 基金繰入金 1 節 財政調整基金繰入金 510 万 7,000 円を増額です。主なものとして現年度の決算による償還金分の 434 万 4,000 円、今年度見込み分として 71 万 6,000 円となっております。

次のページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目 繰越金 295 万 6,000 円を増額であります。2 節 繰越金は前年度からの繰越金であります。

次のページをご覧ください。歳出です。

6 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 2 目 償還金 399 万 8,000 円を増額であります。23 節 償還金利子及び割引料のうち介護給付費返還金、県分 237 万 6,000 円であります。これは元年度に交付を受けた交付金等の決算に伴う返還金分を追加するものであります。

6 款 諸支出金 2 項 1 目 一般会計繰出金 735 万円の増額であります。27 節 繰出金 735 万円のうち、主なものとして介護給付費繰出金 401 万 8,000 円、その他一般会計繰出金 295 万 6,000 円で、元年度分に繰入れた額のうち決算に伴う一般会計への繰出しであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号から議案第 14 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

### 日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 19 議案第 15 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 上小阿仁村議会定例会提出議案の 9 ページをお開きください。

議案第 15 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等の特別な事情のある被保険者の国民健康保険税減免に関する事項を定める必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、次のページになります。

附則の次の 1 項を加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免については上小阿仁村国民健康保険税条例第 27 条の規定を適用せず、新型コロナウイルス感染症の影響に係る上小阿仁村国民健康保険税減免取扱条項により取り扱うものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 15 号は総務産業常任委員会に付託いたします。

### 散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

13 時 58 分 散会